

北海道立体育センター指定管理者候補者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 北海道立体育センター指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、北海道立総合体育センター及び北海道立北見体育センターの管理を行わせる指定管理者（以下「指定管理者」という。）を公正な手続により指定するため、公の施設ごとに定める申請資格及び選定基準等の決定並びに指定管理者の候補者の選定について学識経験を有する者の意見を聴き、必要な審議等を行うことを目的として設置する。

(所掌事項)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公募の方法等に関する審議
- (2) 申請資格、選定の基準及び方法等に関する審議
- (3) 申請者の総合的な審査
- (4) 最適な団体の選定
- (5) 審議及び審査の結果についての知事への報告
- (6) その他指定管理者の候補者の選定に必要な事項

(組織)

第3条 選定委員会は、指定管理者の候補者の選定に必要な学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）及び民間委員（申請者と利害関係を有しない者に限る。）で構成する。

- 2 委員の定数は5名とし、そのうち2名以上を学識経験者とする。
- 3 委員は、知事が委嘱する。
- 4 委員の任期は、委嘱の日から知事が指定管理者を指定する日までとする。
- 5 委員が任期中に辞任したときは、知事はこれを補充することができる。ただし、この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 選定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員が互選し、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会は、委員長が招集する。

- 2 選定委員会は、委員の過半数（学識経験者である委員2人以上を含む。）が出席しなければ、会議を開催することができない。
- 3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、第6条の規定により最適な候補者を選定する場合（同条第4項の規定により抽選の方法等を決定する場合を除く。）は、この限りでない。
- 4 選定委員会の会議は、非公開とする。

(審査及び選定方法)

第6条 選定委員会は、公募要項に定める方法によって申請資格等審査、必須項目審査及び加点項目審査を行った上で、加点項目審査において、最高得点をつけた委員数が最も多い申請者を最適な候補者として決定する。

2 第1項の委員数が同数の場合は、同項の委員数が最も多い申請者のうち、加点項目審査の合計得点が最も高い申請者を最適な候補者として決定する。

3 第2項の合計得点が同点の場合は、同項の合計得点が最も高い申請者のうち、加点項目審査における価格点の得点が最も高い申請者を最適な候補者として決定する。

4 第3項の価格点の得点が同点の場合は、同項の価格点の得点が最も高い申請者のうちから、抽選により最適な候補者を決定する。なお、抽選の方法等については、選定委員会において別途決定する。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(委員の責務)

第8条 委員は、公正、公平に所掌事務を遂行しなければならない。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務処理)

第9条 選定委員会の事務局は、環境生活部くらし安全局文化・スポーツ課に置く。

2 事務局員その他選定委員会に出席した者は、選定委員会における審議等を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 選定委員会は、審議等の過程における公正を確保するため、議事録を整備しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月18日から施行する。